

○「特定商取引に関する法律等の施行について」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>第4章（特定継続的役務提供）関係</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 法第49条関係</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 同条第2項は、特定継続的役務提供契約が中途解約された場合に役務提供事業者が請求し得る額の上限を定めるものである。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 同項第1号イの「提供された役務の対価」については、契約締結時の書面に記載された方法に基づき算出することになるが、その際用いる方法については合理的なものでなければならない。</p> <p><u>ただし、対価の計算に用いる単価については、契約締結の際の単価を上限とする。例えば、通常価格1回1万円のエステティックサロンを期間限定特別価格3千円で契約を締結した場合には、後者の単価を用いて精算することとなる。</u></p> <p><u>また、解除があった場合にのみ適用される高額の対価を定める特約は、実質的に損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するものであって、無効である。よって、そのような特約がある場合であっても、「提供された役務の対価」の計算に用いる単価は、契約締結の際の単価である。</u></p> <p>月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1ヶ月又はこれより短い期間を単位として精算することとし、回数をもって役務の対価が計算されている場合については、特別な理由がない限り1回を単位として精算することとなる。また、役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価のほかに、役務提供の開始時に発生する</p>	<p>第4章（特定継続的役務提供）関係</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 法第49条関係</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 同条第2項は、特定継続的役務提供契約が中途解約された場合に役務提供事業者が請求し得る額の上限を定めるものである。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 同項第1号イの「提供された役務の対価」については、契約締結時の書面に記載された方法に基づき算出することになるが、その際用いる方法、<u>単価</u>については合理的なものでなければならない。</p> <p><u>すなわち、単価については、契約締結の際の単価を用いることが原則であり、合理的な理由なくこれと異なる単価を用いることはできない。</u>例えば、通常価格1回1万円のエステティックサロンを期間限定特別価格3千円で契約を締結した場合には、後者の単価を用いて精算することとなる。</p> <p>また、月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1ヶ月又はこれより短い期間を単位として精算することとし、回数をもって役務の対価が計算されている場合については、特別な理由がない限り1回を単位として精算することとなる。また、役務提供と純粋に比例的に生じる狭義の役務の対価のほかに、役務提供の開始時に発生するもの等についても、「提供された役務の対価」といえる合理的な範囲でこれに含めることができる。（入学金・入会金等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。）</p>

<p>もの等についても、「提供された役務の対価」といえる合理的な範囲でこれに含めることができる。（入学金・入会金等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。）</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(ハ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
--	-----------------------------------